

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年7月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000404号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100025号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和57年4月29日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

昭和57年4月29日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和57年4月29日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月29日から同年5月1日まで

私は、昭和50年4月1日から昭和58年8月20日までの期間において、A社に勤務し、昭和57年5月に関連会社に出向したが、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない。請求期間において、A社から給与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録並びにA社の役員、請求期間当時の経理担当者及び同僚の回答により、請求者は、請求期間において同社に継続して勤務(昭和57年5月1日にA社からB社へ異動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における、昭和57年3月の標準報酬月額から、15万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和57年4月29日から同年5月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100009号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100024号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成24年8月1日から平成28年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。訂正後の標準報酬月額は、平成24年8月から平成26年8月までは18万円から20万円、同年9月から平成27年12月までは18万円から22万円とする。

平成24年8月から平成27年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年8月から平成27年12月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成25年8月31日、平成26年1月31日、同年8月31日、平成27年1月31日及び同年8月31日の標準賞与額を訂正することが必要である。訂正後の標準賞与額は、平成25年8月31日及び平成26年1月31日は15万6,000円、同年8月31日は12万円、平成27年1月31日は14万7,000円、同年8月31日は10万円とする。

平成25年8月31日、平成26年1月31日、同年8月31日、平成27年1月31日及び同年8月31日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年8月31日、平成26年1月31日、同年8月31日、平成27年1月31日及び同年8月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者のA社における平成27年1月31日の標準賞与額を、上記2の訂正後の標準賞与額から15万円に訂正することが必要である。

なお、平成27年1月31日の訂正後の標準賞与額(上記2の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和60年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 24 年 4 月 1 日から平成 28 年 1 月 1 日まで
② 平成 25 年 8 月
③ 平成 26 年 1 月
④ 平成 26 年 8 月
⑤ 平成 27 年 1 月
⑥ 平成 27 年 8 月

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①に係る標準報酬月額と厚生年金保険料納付額が、当時の給与明細書の金額と異なる。

また、請求期間②、③、④、⑤及び⑥に賞与が支給され厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録がない。調査の上、標準報酬月額の記録及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成 24 年 8 月 1 日から平成 28 年 1 月 1 日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は 18 万円と記録されている。

しかしながら、請求者から提出された給与明細書及び事業主の回答により、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、平成 24 年 8 月から平成 26 年 8 月までは 20 万円、同年 9 月から平成 27 年 12 月までは 22 万円であると認められ、上記の給与明細書により、請求者は、平成 24 年 8 月から平成 26 年 3 月までは 20 万円、同年 4 月から平成 27 年 7 月までは 22 万円、同年 8 月は 24 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 22 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①のうち平成 24 年 8 月から平成 27 年 12 月までの標準報酬月額については、上記の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、平成 24 年 8 月から平成 26 年 8 月までは 20 万円、同年 9 月から平成 27 年 12 月までは 22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 24 年 8 月 1 日から平成 28 年 1 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届又は健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を年金事務所に対しどのように提出したかは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納入告知書どおりの保険料を納付したと回答していることから、年金事務所は、請求者の平成 24 年 8 月 1 日から平成 28 年 1 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間②から⑥までについて、請求者から提出された賞与明細書及び事業主の回答により、請求者は、請求期間②及び③は標準賞与額 15 万 6,000 円、請求期間④は標準賞与額 12 万円、請求期間⑥は標準賞与額 10 万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、請求期間⑤は標準賞与額 15 万円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、それぞれ事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、各請求期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、請求期間②及び③は 15 万 6,000 円、請求期間④は 12 万円、請求期間⑤は 14 万 7,000 円、請求期間⑥は 10 万円とすることが必要である。

また、各請求期間に係る賞与支給日については、確認できる資料がないことから、各賞与支給月の月末と認定し、請求期間②は平成 25 年 8 月 31 日、請求期間③は平成 26 年 1 月 31 日、請求期間④は同年 8 月 31 日、請求期間⑤は平成 27 年 1 月 31 日、請求期間⑥は同年 8 月 31 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 25 年 8 月 31 日、平成 26 年 1 月 31 日、同年 8 月 31 日、平成 27 年 1 月 31 日及び同年 8 月 31 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないと思われると回答していることから、事業主は、上記各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求期間⑤について、上記の賞与明細書により、請求者は、A社から平成 27 年 1 月 31 日に 15 万円の賞与を支給されたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額を、上記 2 の訂正後の標準賞与額（14 万 7,000 円）から 15 万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準賞与額（上記 2 の訂正後の標準賞与額を除く。）について、請求者は、賞与の支給額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 4 請求期間①のうち、平成 24 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、上記の給与明細書により、20 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されてい

ることが確認できるものの、当該明細書及び日本年金機構の回答により、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額に基づく標準報酬月額は 18 万円であると認められ、これは現在の標準報酬月額の記録と一致していることから、当該期間に係る標準報酬月額の訂正は認められない。